

法務省民二第17号  
令和6年1月10日

法務局民事行政部長 殿  
(東京を除く。)  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（通知）  
標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職宛てに照  
会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方  
お取り計らい願います。

2 不 登 1 第 1 6 号  
令和 5 年 1 2 月 2 2 日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長  
(公印省略)

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について (照会)

下記事例において、委託者兼受益者 A が死亡したため、受託者 B から、受益者を B とする旨の B 作成の報告的登記原因証明情報が提供された上で、受益者の変更登記の申請がされるとともに、登記権利者を受託者 B、登記義務者を受益者 B とする不動産登記法 (平成 16 年法律第 123 号) 第 104 条の 2 第 2 項の不動産に関する権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となった旨の登記の申請がされたところ、信託目録の記録から B が受益者とみなされることが明らかであるため、当該受益者の変更登記の申請は受理することができ、また、当該受益者の変更登記によって登記記録上の受託者及び受益者がいずれも B となることから、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の申請についても受理することができるものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。併せて、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記申請に係る登録免許税については、登録免許税法 (昭和 42 年法律第 35 号) 第 7 条第 2 項が適用されるものと考えますが、この点についても御教示願います。

#### 記

信託財産は不動産のみであり、以下のとおり、登記名義人を受託者 B とする所有権の登記がされている。

委託者 A

受託者 B (B は A の相続人の一人である。)

受益者 A

信託目録に次の記録がある。

- ア 委託者 A が死亡した場合には、信託が終了する。
- イ 委託者の死亡により信託が終了した場合の清算受託者及び残余財産帰属権利者は、信託終了時点における受託者とし、その者に給付引渡すものとする。

法務省民二第16号  
令和6年1月10日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（回答）  
令和5年12月22日付け不登1第16号をもって照会のあった標記の件  
については、貴見のとおりと考えます。